

東京外国語大学転学部規程

〔平成 24 年 3 月 27 日〕
規 則 第 16 号

改正 平成 29 年 6 月 14 日言語文化学部規則第 5 号
平成 29 年 6 月 14 日国際社会学部規則第 4 号
平成 31 年 3 月 19 日規則第 48 号
令和 6 年 3 月 26 日規則第 51 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、国立大学法人東京外国語大学学則第 16 条の規定に基づき、言語文化学部及び国際社会学部における転学部の取扱いについて必要な事項を定める。

(許可の時期)

第 2 条 転学部の許可の時期は、4 月 1 日とする。

(出願資格)

第 3 条 転学部は、言語文化学部又は国際社会学部の本学の第 2 年次に在籍する者が出願できる。

(許可)

第 4 条 所属する学部（以下「所属学部」という。）及び志望する学部（以下「志望学部」という。）の教授会等の承認を経て、学長が許可する。

(手続等)

第 5 条 転学部を出願する者は、第 2 条に定める許可の時期の 2 ヶ月前までに次の書類を所属学部の長に提出するものとする。

① 転学部願（別紙様式）

② 成績証明書

③ その他所属学部及び志望学部で必要と認める書類

第 6 条 前条により転学部の出願を受理した所属学部の長は、第 4 条により転学部を承認した場合、出願許可書を発行し、前条により提出された書類と共に、第 2 条に定める許可の時期の 1 ヶ月前までに志望学部の長へ送付するものとする。

第 7 条 前条の書類を受理した志望学部の長は、第 4 条により転学部の志望を承認した場合、速やかに学長に対し志望者の転学部を申し立てるものとする。

(卒業要件単位の認定)

第 8 条 転学部を許可された者の卒業要件としての単位の認定は、当該者を受け入れた学部の教授会等が行う。

(在学年限)

第 9 条 転学部を許可された者の残りの在学年限は、所定の在学年限から当該者が既に在学した期間を差し引いた年限とする。

(転学部の制限)

第 10 条 転学部を許可された者は、再び転学部を願い出ることはいない。

(その他)

第 11 条 この規程に定めるもののほか、転学部に関して必要な事項は、各学部が別に定

める。

附 則

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、外国語学部には適用しない。

附 則

- 1 この規程は、平成29年6月14日から施行する。
- 2 この規程は、外国語学部には適用しない。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。